

台湾向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

台湾向けに輸出する食品の輸入規制強化による影響を回避するため、本県から台湾に輸出する食品の産地証明書の発行について下記のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 台湾向け食品輸出に関して

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以降、台湾は日本産食品の輸入規制を行っていますが、本年 5 月 15 日以降輸入規制を強化する旨の公告を行い、原則、日本産のすべての食品に産地証明書が義務づけられることとなりました。

国は、台湾によるこうした輸入規制は科学的根拠を欠くものであるとして、WTO への提訴も含めて規制の撤廃・緩和を台湾あてに働きかけていく姿勢ですが、その一方で食品輸出事業者の円滑な輸出業務を阻害することがあってはなりません。

香川県では、台湾向けへの食品輸出に支障が出ないよう、台湾向け食品輸出に関して産地証明事務を開始したのでお知らせします。

2. 証明書発行の対象となる食品

台湾に輸出する全ての食品(酒類を除く)

3. 問い合わせ先

香川県 農林水産部

農業生産流通課 総務・指導グループ

TEL 087-832-3421

FAX 087-837-2481

※水産物については、同 農林水産部

水産課 漁業振興・流通グループ

TEL 087-832-3471

FAX 087-806-0200

までお問い合わせください。